

附錄

一 金石文

金石文というのは、金属や石に彫りつけたり、書いたりされた、文字のことである。

ここでは、昭和二十年以前の、記録しておくべき文章と思われるものだけを、取り上げることにした。

漢文で書かれているものは、読み下しにし、適当に句読点をうつた。また文字は新書体、新かな使いに変えた。

1 石阪修治碑（市ノ瀬町）

我が西人の東するや、残月を戴き、曉露を踏む。凄々
肅々、以て石阪に至り、纏かに崖嵬に上る。流汗は雨の
如く、喘ぐこと吳牛の如し。東人の西する者、此に至り
輒ち愀然として曰く、百里を行く者、九十を半ばとす
るは、此の阪有るを以てに非ずや。既に九折を降れば、
馬則ち玄黃し、僕則ち痛む。返照未だ沈まず、豆隈眼に

在るに、駕を税く。若し暮夜の際、泥濘の候は、馬旋つて止み、人蹟いて顛る。王陽の畏れ、何ぞ独立孝子のみに在らんや。日田の地、四面皆山なり。苟くも境を出んと欲すれば、險を踰えざるは無し。往来の繁きこと、此の路を最と為す。東して上国に往くと、魚鹽百物の海より來たると、絡繹として相接す。近世に至り、風教大いに敷くに及び、邑の豪右、競つて私財を捨て、以て国恩に報ず。或は山に道し、或は川に梁くる。而て石阪独り森府封内に属するを以て、敢て力を輸くす無し。山田常良なる者有り。素より済物の志を抱く。慨然として以為らく、四海は兄弟たり、苟も人に利する而已と。乃ち請うに修治の挙を以てし、森府これを許す。歳の庚戌に及び、其の功竟に成る。阪は石を以て名とす。其の險、石に在るなり。是に於てか、人の足を齧み、馬蹄を軋る者は、皆裁つて之を用い、否れば則ち運んで之を去る。登々たる山路八千余尺、之を畳むに石を以てし、数百級と為す。急なるは緩ならしめ、狭きは濶ならしむ。仄くは平ならしめ、危きは安んぜしむ。坦たり蕩たり。以て層嶺に達せり。阪道は一瀬邑に属す。邑長梶原景履、碑を建て之を記さんと欲し、文を予に求む。顧るに此の挙たるや、

我が日田は東人と、実に其の利を享く。若し森府に在つ

ては、國の偏陬へんすうたり、必ずしも急ぐ所に非あらず。特に他方

のことたる耳。行路の人、誰か其の恵を謳歌せざらんや。

此れ銘すべきなり。常良、名は隣境に播ひろし。吾が黨の榮

なり。何ぞ操觚そうこの勞を憚はばからんや。常長、作兵衛と称し、

時中館主人と号す。隈街の人なり。銘に曰く、

衆庶は貨に殉したがい、錙銖も猶お争う。誰か千金を捨てんや。

糞土も維れ軽し。民の徳を好むは、實に上の化なり。同

声に有らずんば、豈に能く相和せんや。新碑傑する有り、

悠久にして彊る無し、我が辞の美なるに匪あらず、維れ徳の

芳なるなり。

嘉永四年歲在辛亥 広瀬 建撰

七十七叟

森 昌朋 書

嘉永四年歲次辛亥春三月建立

施主 館町

京屋作兵衛

世話人 財津村

熊谷庄蔵

石工 求来里

喜平

刃連村

吉兵衛

石組 柳川

永次郎

2 財津長門守紀念碑（財津町）

前衆議院議員水之江文二郎書

財津城主長門守永満ハ、日田鬼藏大夫四十二代ノ裔ナ

リ。當時群雄武ニ橋おり、權たの恃ミ、互ニ威勢ヲ張ル。中

ニ長門守ハ耽勇剛性ヲ以テ鳴ル。大友義鎮ひそか二之ヲ懼ル。

遇々讒者アリ。由テ堤彈正少輔、高瀬越後守ニ命ジテ之ヲ討タシム。彈正少輔先ツ來リ襲フ。長門守之ヲ羽野村

ノ内、手城岳ノ麓ニ迎撃シテ敗死セシム。後チ越後守大

軍ヲ督シテ來リ、財津城ヲ襲フ。長門守防戦之ヲ努ムレ

ドモ、戰利アラズ、周防国山口ニ走リ蟄居ス。会々同

地医王寺薬師如來ノ靈顯著キヲ聞キテ、尊仰歡喜ノ誠

ヲ捧グ。抑此ノ薬師如來ハ仁明天皇ノ承和中、慈覺大

師唐ヨリ帰朝ノ途靈夢ヲ得テ、伝教弘法兩大師ノ遺跡ナル、筑前宗像郡吉田村鎮國寺ニ賽シ、田島河畔ノ柏木ヲ

採リ、一刀三礼シテ七体ノ薬師如來ヲ刻ミ、其一体ヲ奉

シテ医王寺ニ安置セルモノ、之ナリ。天文三年夏、長

門守、義鎮ノ赦ヲ得テ歸國ノ途次、三田尻ニ宿ス。同夜

枕頭ニ薬師如來ノ出現ヲ夢ム。顧ヘバ、出發ニ當リ如來

ニ告別ノ礼ヲ欠キシナリ。長門守之ヲ悔ユルコト甚シク、

黎明ヲ待チテ医王寺ニ詣テ、其龐慢ヲ謝シ、再ヒ三田尻
二纜ヲ解カントスルヤ、怒濤天ニ漲り、舟航ノ術ヲ失フ。
不得止シテ船中ニ假泊セルニ、再ヒ如來ヲ夢ム。於此長
門守祈念シテ、我ガ城ニ移シ奉ラン事ヲ請ヒ、其靈諾ヲ
得。夢覺メテ恐悦ノ涙數行、二度ヒ山口ニ還リ、背ニ如
來ヲ負ヒ奉リ、三田尻ニ出ヅレバ、曩ノ怒濤ハ靜マリテ、
航行磁道ヲ行クガ如シ。帰城ノ後竜林寺ニ安置シ奉ル。
爾來星霜四百年、慈光四隣ニ輝キ、靈威日ニ高キヲ加フ。
仍テ茲ニ同志相図リ、記念ノ碑ヲ建テ、如來ノ縁起ト長
門守ノ事蹟トヲ併セ錄シテ、以テ其徳ヲ讚仰スト云爾。

世話人 財津区中
筑紫磯彦書
沙門定竜撰

大正十三年甲子四月建設

3 三花村沿革史碑（財津町）

本村ハ往古、郡司日田氏所領、後大友氏之ヲ支配、豊
臣以後代官支配、次テ小笠原、小川、細川諸氏ノ私領タ
リシモ、更二代官政治トナリ、小川、三田、小長谷、室、

市之瀬、伏木、外ニ小野村ヲ管轄ス。区長百済竜藏任命。
八年三月県令森下景端ノ布達ニヨリ、羽野、用松、財津
ノ三村ヲ合併シ三和村ト称シ、藤山、秋原、市之瀬、伏
木ノ四村ヲ花月村ト称シ、区長今泉力太郎任命。後第一
第二ノ両小区合併、西有田上手ニ用務所ヲ置カレ、今泉
氏区長ニ重任。十一年七月太政官達ヲ以テ、郡区町村編
制法發布、大小区ヲ廢シ各分離シテ、小野、花月、三和
ノ三村トナレリ。花月戸長財津豊一、三和戸長広瀬範三
任命。十七年九月両村合同三和外一村役所ヲ財津ニ置ク。
戸長中島右左衛門任命。後合原経吉ト交迭ス。二十一年

南条、池田、増田、岡田、揖斐、羽倉、三河口、塩谷、
寺西、竹尾、屋代、窪田ノ二十氏相繼キ之ニ荏メリ。村
民一般天領氣風ヲ生シタルハ、実ニ此時代トス。然ルニ
一之瀬ハ慶長以後久留島氏ノ私領タリキ。明治元年閏四月、
日田県設置、長谷川範三、松方助左衛門、野村宗七ノ三
知事之ニ荏ミ、四年十一月郡県ノ制ヲ定メ、三府七十二
県トナリ、大分県ヲ置キ、五年二月県内二十ヶ所ノ支庁
ヲ設ケ、日田出張所ヲ置カル。同年六月支庁ヲ廃シ、八
郡ヲ劃シ、右小区ニ用務所ヲ置キ区長制トス。即チ第八
大区第二小区トナリ、羽野、用松、財津、藤山、秋原、
市之瀬、伏木、外ニ小野村ヲ管轄ス。区長百済竜藏任命。

四月法律第一号ヲ以テ町村制發布。二十二年四月三和・花月兩村合併、三花村ト改称シ、自治行政ノ基礎ヲ立ルニ至レリ。而シテ大正十年四月郡制廃止。次テ大正十五年七月郡役所廃止ニヨリ、大ニ自治権拡張セラレタリ。明治二十二年四月町村制実施、全年四月初メテ村委会議員ノ選挙ヲ行ヒ、全年七月選挙ニヨリ初代村長財津永義就職。大正十年三月迄勤続、村諸条例ヲ制定シ、議決執行ノ諸機關ヲ整備ス。明治四十四年工費三万余円ヲ投シ、三和・花月ノ二本校ヲ改築シ、教育ノ刷新ヲ図リ、一方納稅組合ヲ組織シ、滯納ノ弊ヲ矯正ス。而シテ明治四十一年基本財産造成地トシテ、市之瀬区ヨリ山林七町余歩寄附ヲ受ケ、松杉ノ造林ヲ行ヒ、且ツ積立金ノ増殖ヲ図ル。

大正八年二月多年村長在職ノ功ニ依リ叙、勲六等瑞宝章ヲ下賜セラレタリ。二代村長横尾松之助、大正十年五月村長二举ラレ、克ク民意ヲ考察シ、自治研究会ヲ作り、村治ノ革新ヲ図リ、交通ノ改善、公共事業ノ發達ニ意ヲ用ヒ、範ヲ村治ノ上ニ敷キ、在職四ヶ年ナリト雖モ、其功績大ナリ。大正十四年五月満期職ヲ罷ム。三代村長勲八等日野盛太、大正十四年五月村長二举ラレ、能ク事務ニ熟達、村治ニ熱心ナリ。大正十五年二月村委会ノ建議セ

シ村役場及公会堂ノ建設案ヲ容レ、改築ヲ断行ス。全年五月工ヲ起シ、全年十月竣工ス。全時ニ電話ヲ架設ス。建坪百四坪余、總工費壹万五千余円、内電話費千七百余円ナリ。結構宏壯、設備完全、県下屈指ノ序舍タリ。是村民及有志ノ自治的觀念ノ旺盛ヲ証スルニ余リアリ。茲ニ特筆スベキ、本工事ニ多大ノ寄附ヲナセシ、有志諸賢ノ芳名ヲ裏面ニ錄シ、不朽ニ伝ヘントス。尚自治制發布當時ヨリ、村治ニ尽セシ重ナル名譽、職ヲ帶ブル人名ヲ刻シテ、記念トス。

助役郡村委会員 横尾忠右衛門

(以下略)

4 長尾清右衛門景久之墓（伏木町）

抑伏木長尾家之祖先ヲ尋ルニ、遠ク平氏之末孫ニ起ル。六代之後胤為通孫景弘始メテ長尾ヲ氏トス。是長尾之祖也。然ニ為通后數世ニシテ鎌倉權五郎景政アリ。其子權一郎景長者、今之大山村万々金ニ來リテ、山ヲ開、河ヲ整^{えて}而茲ニ住ス。是午々路之祖先也ト謂。景弘之弟長尾鬼三郎景貞者、建仁年間山野ヲ開^き、道ヲ通^し、溝梁ヲ

茲ニ刻誌ス、先代景久明治式拾參年拾弐月八日死去。

大正五丙辰年十一月 梶原岩次 建之

5 菅野先生之碑（天神町）

秋月新太郎 書

先考諱は兼之、菅野兼信第三子為り。豊後国三花村に住す。少くして宜園に入り、青村、林外二先生に従つて



長尾景久の墓一碑銘の部分

築、田畠整、民ヲ撫して伏木二住ス。仙頭長尾長者、是也。
干時家紋ヲ丸ニ矢筈ト定メ、世々做是。其後十代経テ、
平左衛門景暢ニ至リ、伏木村之公役トナル。是貞享ノ頃
也。式拾三代仁左衛門景令ニ至リ、其弟宗右衛門ヲ狩屋
二分家セシム。茲ニ狩屋之長尾家起ル。景令之四男八百
助、長子仁左衛門ト共ニ杉山二分家シ、始メテ梶原ヲ氏
トス。是伏木梶原家之祖先ナリ。式拾九代清右衛門景久
ニ至リ、長子定市者、家世上之都合ニヨリ福岡県ニ移
住スルニ際シ、當地梶原源市氏之養子トナリタル次子岩
次氏ニ、当家之系図伝ヘタリ。於是今年先代実父之石
塔ヲ建立スルニ當リ、当家々伝之系卷ニ拠リ、其略系ヲ



菅野先生之碑 秋月新太郎書

学ぶ。後、肥前に遊び、久富鼎氏に就いて易学を受く。

6 悅堂高取先生の墓（城町西光寺）

既に帰つて家を継ぎ、羽野菅廟祠官と為る。傍ら子弟を

教授すること殆んど十七年。明治二十七年八月念五、病歿。寿六十。宅北の塩城に葬る。先考資性寛宏、物と逆わす。克く父母に事へ、且つ親族に敦し。祖考嘗て彦山

に病み、報至る。直ちに趨かんと欲す。時適大いに雪ふる。衆止むるも可かず。苦楚艱難、征いて侍し、湯薬尚お及ばざるを恐る。居恒、人に語つて曰く、教師は伝道の徳職也。職の焉より貴きは莫しど。其の疾病に及ぶ

や、言う所他に及ばず。児、當時師校に学ぶを以て、其教えに従う能わず。今や遺志を繹ぎ、緒業を紹ぐも、以て幽魂を慰むべき者無し。悲しい哉。頃門人胥謀つて、

將に一碑を建て、兼をして之に銘せしむ。銘に曰く
十五日、豊西日田に生る。少くして宜園に学び、詩に長じ兼ねて書を能くす。壯歳、司法官と為り、各地を歴任し、到る処令名有り。竟に正六位勲六等に叙す。退官後

一日の如し、十又七年中。

明治三十四年八月二十四日

不肖 兼 謹誌

友人 吉嗣拝山 敬書



西光寺の高取悦堂の墓

郷里に在り、弁護士を業とす。又後進子弟を誘導し、或は郷賢の事績を輯叙して、以て宜園の遺風を發揚す。先生為人清廉、身を持するに曾て貨積の念無し。然れども事に当たつて盛氣、人に下るを好まず、言行侃諤矜嚴、古剛者之風有り。人皆其質の直なるを称す。昭和六年二月一八日病歿。行年七十有九。叔氏法謚して覺是院釈悦堂居士と曰う。翌七年故旧胥謀つて碑を建て、予に墓に表せんことを請う。因つて其梗概を擧ぐると云う。銘に曰く、

紫山は^{よも}四に秀で 明水中に通ず

佳い哉此の境 永く君風を懷^{おも}づ

昭和七年臘月二十六日

正五位勲五等 尾形善忠 撰

従六位勲六等 小野京市 書



横尾忠右衛門君頌徳碑

横尾忠右衛門君頌徳碑（大正一一九年九月）

農商務大臣 山本達雄題字

撰文および書 高取悦堂

菅相寺再建記念碑（大正一五年）

ほかに、羽野天満宮境内の次の碑は裏面に碑文があるが、残念ながら文字が判読できない。他日を期することしたい。